**非稼働病棟を有する医療機関への対応について**

資料３

**１　東三河北部圏域における非稼働病棟を有する医療機関への対応方針**

（令和２年度第２回委員会）

|  |
| --- |
| 全ての非稼働病棟を有する医療機関に対し、書面または委員会の出席により①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病床の今後の運用見通し計画についてヒアリングを行う。 |

**２　東三河北部構想区域における非稼働病棟について**

　**２施設（公立・公的２施設）**

**（資料１―２参照）**

|  |
| --- |
| 非稼働病棟の定義過去１年間に１度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟 |

**３　今後の予定（事務局案）**

・非稼働病棟を有する２施設に対する本委員会の意見を、県医療計画課から愛知県医療審議会（医療体制部会）に報告する。

・今後も、全ての非稼働病棟を有する医療機関に対し、年一回程度、書面または委員会の出席により①病床を稼働していない理由、②当該非稼働病床の今後の運用見通し計画についてヒアリングを行う。

資料１ー１

**４　非稼働病棟を有する医療機関に対する県内統一の対応方針**

（令和３年２月４日開催　愛知県医療審議会医療体制部会にて決定）

|  |
| --- |
| ○　病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める。①　病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、１年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院② ５年以上、稼働していない病棟を有する病院（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）○　本方針に基づき令和３年４月から各構想区域で協議を進める。○　新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。 |

（国通知に基づく対応）